

No.	質問	回答
1-1	当社では電力量等は書面で通知はしていません。委託者にてWebで確認してもらう形となりますが、問題はありますか。	問題ありません。
1-2	当社約款では支払期限日は「検針日の翌日から30日以内」としています。契約条項の変更は可能ですか。	契約条項の変更はできません。
1-3	遅延利息については、当社約款「1日あたり0.0274%の割合を乗じて算定した金額」となっています。契約条項の変更は可能ですか。	契約条項の変更はできません。
2-1	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。	株式会社ホープです。
2-2	各施設について、自動検針装置はついてますか。	ついてます。
2-3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。	ありません。
2-4	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいですか(力率割引を考慮する)。	契約単価積算内訳書(3)を参照してください。
2-5	供給施設内に入居している企業がある場合に企業様毎に請求書を発行する事は当社では出来かねますが、了承してもらえますか。	問題ありません。
2-6	当社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、15日迄に原本の到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となります。了承してもらえますか。	問題ありません。
2-7	今回の電力と現在の電力が違う場合、落札時に変更手続きが必要となる為、現在の電力を教えてください。尚、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、超過した契約電力での契約となりますがよろしいですか。	今年度と来年度の契約電力は同じです。
2-8	契約電力が500kW以上(協議制)の拠点について、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力での契約となりますが了承してもらえますか。	契約条項第7条を参照してください。
2-9	供給期間中に契約電力の変更予定はありますか。	ありません。
2-10	現在の電力が500kW以上の場合、落札時に変更手続きが必要となるため、現在の最大電力を教えてください。	月別最大負荷日電力使用量(R01.10~R02.9)を参照してください。
2-11	落札時、電力切替手続きにおいて必要な情報を確認するため、最新請求書1ヶ月分の写しを提出してもらえますか。	請求金額にかかる単価等の情報を伏せた形で提供可能です。
3-1	税込金額を110分の100にする際の小数点以下の取り扱いが、入札説明書と契約単価積算内訳書で違うがどちらで対応すればよろしいですか。	失礼しました。入札説明書のとおり取り扱ってください。契約単価積算内訳書は訂正し再掲載しました。(令和2年12月21日付)
3-2	予備線の契約は「常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合」ですか。それとも「常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合」ですか。	常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合はです。
4-1	入札金額について、入札告示や入札説明書では「総額の110分の100に相当する金額(小数点第三位切り上げ)」となっておりますが、契約単価積算内訳書では「100/110相当額(1円未満切り捨て)」となっております。どちらが正しいのでしょうか。	No.3-1の質問と回答をご確認ください。
4-2	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	工事予定はありません。

No.	質問	回答
4-3	各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいですか。	問題ありません。
4-4	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	契約条項第12条を参照してください。
4-5	現在の供給者を教えてください。	No.2-1の質問と回答をご確認ください。
4-6	供給開始時に契約電力の変更を行う場合、現在の契約電力を教えてください。	今年度と来年度の契約電力は同じです。
4-7	請求書はWEBからのダウンロードにて対応してもらえますか。	請求書には代表者印で押印(朱肉印)が必要なため、原則郵送してください。ただし、押印に替え印刷等による印影の承認を受けている場合は、WEBでの請求書発行に対応可能です。承認手続きについては、札幌市会計室会計管理課(011-211-2142)へお問い合わせください。
4-8	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えたいのですが、了承してもらえますか。	問題ありません。
4-9	(権利義務の譲渡等)条文を以下に変更または追加することは可能ですか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約条項の変更はできません。
4-10	計量日に関する条文を以下に変更または追加することは可能ですか。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』	契約条項の変更はできませんが、計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとしています。
4-11	契約書の作成および契約締結期限はありますか。期限について協議可能ですか。	契約締結は遅滞なく取り交わすこととなります。具体的な日時は別途ご相談ください。
4-12	契約保証金免除について、規則によると、過去2年間に同規模の電気の契約をしていた場合免除とありますが、規模とは何を指しますか。	予定使用電力量です。
4-13	過去2年間とはいつから数えて過去2年間を指しますか。	平成30、31年度(令和元年度)を指します。
4-14	上記の過去2年間に供給終了日が入っている契約という認識でよろしいですか。	供給終了日が平成30年度または平成31年度の契約(履行が終了している契約)となります。
4-15	上記証明の為に追加提出物がありますか。	契約書の写しを提出してください。
4-16	提出物が契約書の写しの場合、機密保持の為に一部黒塗りは可能ですか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)	契約単価に係る部分は黒塗りで結構ですが、契約期間、予定使用電力量、契約の相手方は黒塗りせずに提出してください。
4-17	提出物がある場合、提出はいつ、どのような形で提出しますか。	落札決定通知後、速やかに郵送もしくはEメールで提出してください。
5-1	旧一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別を教えてください。	業務用電力です。
5-2	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますので、ご容赦ください。	契約条項第9条を参照してください。

No.	質問	回答
5-3	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となります。了承してもらえますか。(例:使用期間が3/10~4/9の場合、計量日は4/10 0:00)	契約条項第9条を参照してください。
5-4	予備電力の種類は、予備線・予備電源のどちらでしょうか。	予備線です。
5-5	旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんが了承してもらえますか。	入札方法については入札説明書を、電気料金の請求額については契約条項第11条を参照してください。
5-6	積算内訳書の入札金額の指示には「※上記「合計金額」の100/110相当額(1円未満切り捨て)を記載すること」とあり、月毎の合計も1円未満切り捨ての計算式となっていますが、入札説明書では「計算した総額の110分の100に相当する金額(小数点第三位切り上げ)を入札書に記載すること。」と記載があります。積算内訳書の指示通りの計算でよろしいですか。	No.3-1の質問と回答をご確認ください。 契約単価積算内訳書を訂正しています。
5-7	入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。※内訳書の計算式通りでよろしいですか。(小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など)①基本料金 ②月毎の合計金額 ③年間の合計金額 ④税込で計算した金額を入札金額(税抜)にする時	No.3-1の質問と回答をご確認ください。 契約単価積算内訳書を訂正しています。
5-8	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電気料金の請求額については契約条項第11条を参照してください。
5-9	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じてもらえますか。	契約条項第21条を参照してください。
5-10	地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う予定ですが応じてもらえますか。	契約条項第12条を参照してください。
5-11	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	契約条項第12条を参照してください。
5-12	<実量制の場合> 契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 <協議制の場合> ・契約電力が500kW以上の施設の各月の契約電力は仕様書に記載の値のとりの運用でよろしいですか。 ・契約電力が500kW以上の場合で、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。	契約電力は各月2,900kWです。
5-13	供給開始に合わせて契約電力を変更することはありますか。変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいですか。	契約電力は電力調達仕様書のとおり予定しています。
5-14	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。	問題ありません。
5-15	電気料金のお支払いを分割して、複数からなることはありますか。ある場合は、分割後の支払金額を弊社に通知いただきます。また、請求書の再発行はできかねますがよろしいですか。	問題ありません。